

量の見込みと確保方策の補足資料について

(1) 用語解説

認定区分	対象児童	年齢区分	教育時間・保育時間	利用対象施設
1号認定	幼児期の教育を希望する家庭の児童	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定(幼)	保護者の就労や疾病等を理由に、保育を希望する家庭の児童	満3歳以上	保育標準時間 (原則11時間) 又は 保育短時間 (原則8時間)	認定こども園(保育園部分)
2号認定(保)				保育所(保育園)
3号認定		満3歳未満		認定こども園(保育園部分) 保育所(保育園) 地域型保育事業所

用語	解説
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づいて市町村が「確認」を行った幼稚園、保育所又は認定こども園を指します。
特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法に基づいて市町村が「確認」を行った小規模保育事業又は事業所内保育事業等を指します。
確認を受けない幼稚園	平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度の適用を受けない(市町村からの「確認」を受けない)幼稚園を指します。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設であり、院内保育施設や企業主導型保育施設等が該当します。

(2) 教育・保育に係る表のレイアウトを変更

第2期(前回)計画では年度ごとに認定区分別の需給構造を表示しておりましたが、第3期計画から提供区域別の認定区分ごとの表に変更することで、共通の施設を利用する児童数(需要量)の推移や年度別の需給構造等を視覚的に分かりやすくしております。

(3) 第3期計画の量の見込みと確保方策におけるポイント

①急速な少子化の進行に伴う需給構造の変化

保育ニーズが多様化する中でこれまで待機児童対策に取り組んできましたが、少子化の影響により年々利用児童数が減少し、現在では1,000人を超える空き定員が出ています。こういった需給構造の変化について、今後行われる予定の1歳児の職員配置基準の見直し(6対1⇒5対1)や令和8年度から全自治体で実施が予定されている「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」により空き定員を活用していくことで供給過多の拡大は緩やかになっていくことが想定され、今後の国の動向も注視しながら持続可能な供給体制の確保に努めます。

②教育・保育提供区域内における需要の偏在性

身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保を目的に、最適な需給バランスを図るための基礎的な範囲として提供区域(東部、西部、南部、北部)を設定しております。区域ごとに見ても全体的には①のとおり供給過多の状態ですが、同じ区域の中でも一部の地区では供給不足が生じており、利便性が十分とは言えないことから、バランスの良い教育・保育の提供を目指す必要があります。

【参考：令和6年度待機児童数区域別内訳(令和6年4月1日時点)】

区域	地区名(大街)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
東部	一宮	-	4人	-	-	-	-	4人
東部	秦	-	1人	-	-	-	-	1人
計			5人					5人